

建築・都市整備・道路委員会記録 【速報版】

令和8年2月16日開会

速報版

- ・この会議録は録音を文字起こしした初稿のため、誤字脱字がある場合があります。
- ・正式な会議録が作成されるまでの暫定的なもののため、今後修正されることがあります。
- ・正式な会議録が掲載された時点で速報版は削除されます。

横浜市会

開会時刻 午前10時00分

◎ 開会宣告

- 伊波俊之助委員長 おはようございます。これより委員会を開会いたします。
上着の着用は御自由に願います。



◎ 市第116号議案の審査、採決

- 伊波俊之助委員長 建築局関係の審査に入ります。
なお、当局からの発言に際しては、着座のままで結構です。
初めに、市第116号議案を議題に供します。

市第116号議案 横浜市営住宅条例の一部改正

- 伊波俊之助委員長 当局の説明を求めます。
- 清田建築局長 建築局でございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、市第116号議案横浜市営住宅条例の一部改正について御説明いたします。議案書では73ページ～75ページまでとなります。内容につきましては、お手元にお配りいたしました議案説明資料に沿って御説明をいたします。

2ページを御覧ください。

初めに、1の改正の内容ですが、借上型市営住宅のこまどり及びサン・三ツ沢について、借り上げ期間満了により用途廃止といたします。これに伴い、市営住宅条例の別表の2より、こまどり及びサン・三ツ沢の項を削除いたします。

次に、2の住宅の概要を御覧ください。

(1) こまどりですが、所在地は神奈川区三ツ沢中町63番地10ほかです。構造・階数は鉄筋コンクリート造3階建ての住宅です。借り上げ戸数は18戸です。賃貸借契約期間は平成18年5月1日～令和8年4月30日です。解約日は令和8年3月31日です。今回は、入居者の移転が当初想定より早期に完了する見込みとなり、建物所有者から速やかな自主運用開始の要望があったため、当初の賃貸借契約の終期にかかわらず、令和8年3月31日をもって解約とし、借上型市営住宅として用途廃止となります。

(2) サン・三ツ沢ですが、所在地は神奈川区三ツ沢中町219番地7ほかです。構造・階数は鉄筋コンクリート造3階建ての住宅です。借り上げ戸数は15戸です。賃貸借契約期間は平成28年5月1日～令和8年4月30日で、満了日をもって借上型市営住宅としての用途廃止となります。

最後に、3の施行日を御覧ください。こまどりに関する改正規定は令和8年4月1日、サン・三ツ沢に関する改正規定は令和8年5月1日に施行いたします。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

- 伊波俊之助委員長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。よろしいですか。
- 白井正子委員 説明ありがとうございました。今回、神奈川区にある借上型の2棟の33戸を廃止するということなのですが、今回戸数は減っても、別の区の市営住宅の建て替えて戸数を増やしているという

ことで、総戸数は維持をしているということなのですが、今回神奈川区にあった住宅ということで、とてもニーズの高い地域にあった住宅がなくなるということは、市民にとっては選択肢が狭まることとなります。それで、今回マンション所有者から自主運用したいという要望があったということで、民間の市場の動向からすれば、今後借上型住宅でも自主運用したいという要望が出てくるということは想定されますので、市営住宅の申込み倍率はますます高くなっていくのではないかと思います。

それで、住宅の確保に困る市民が出てくることになると思うのですが、地域ごとにニーズ、それに対して応募が高く、地域ごとの差があることについて、もうこれをなくすとますます地域ニーズに応えられない、差が出てくることについてはどのようにお考えでしょうか。

- 清田建築局長 住宅部長よりお答えいたします。
- 寺口住宅部長 地域ごとの差ということですが、委員おっしゃっていただいたように、18区ございまして、地域ごとの差はございます。特に都心周辺部で供給数がそもそも少ないエリアがございまして、例えば西区とか中区については、そもそも市営住宅が少ないので大変倍率が高い状況が続いていると。一方で、公営住宅の性質を考えますと、真に住宅に困窮された方にしっかりとセーフティーネットを提供するということがございますので、まずは数の維持が大切と考えてございます。委員からも先ほど御紹介いただきましたが、建て替えによって、戸数の増を図っている部分もあります。

実際に、直近では西区や南区の建て替えで住戸数を若干増やすような、直接建設増やすような建て替えしております、これどちらも非常に人気の高いエリアでございますので、各区でどうしても完全に維持することは難しいのですが、そういった形で全体の横浜市のセーフティーネットをしっかりと維持してまいりたいと考えてございます。

- 白井正子委員 そういう考えで方針を持っておられるということなのですが、総戸数については維持をするから、増やす方針へ見直す必要があると思いますので、意見としては述べておきます。今回、住宅戸数を減らす議案には賛成できません。
- 伊波俊之助委員長 他にございますでしょうか。よろしいですか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 伊波俊之助委員長 他に御発言もないようですので、本件につきましては質疑を終了し、採決することに御異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 伊波俊之助委員長 それでは、採決いたします。
本件につきましては、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手)
- 伊波俊之助委員長 挙手多数。
よって市第116号議案については原案可決と決定いたします。

◇

◎ 市第117号議案の審査、採決

- 伊波俊之助委員長 次に、市第117号議案を議題に供します。

市第117号議案 横浜市建築基準条例の一部改正

○ 伊波俊之助委員長 当局の説明を求めます。

○ 清田建築局長 それでは、市第117号議案横浜市建築基準条例の一部改正について御説明をいたします。
議案書では77ページ～78ページとなります。内容の説明につきましては、本日お手元にお配りいたしました
議案説明資料に基づき、御説明をいたします。

初めに、1の趣旨についてですが、建築物における木材利用の促進等を図るため、令和7年9月3日に建築基準法施行令が一部改正され、建築物の防火規制等が見直されました。施行令の改正の内容のうち、条例に関係する部分である第112条の防火区画、第123条の避難階段及び特別避難階段の構造を改正前と改正後で左右に並べております。改正の前は天井及び壁について、仕上げを不燃材料、下地を不燃材料とすることが規定をされておりました。改正後は大臣が定める基準が追加されております。この改正に伴い、横浜市建築基準条例の一部改正を行います。

次に、2の条例改正の概要についてですが、施行令改正に伴い、横浜市建築基準条例第9条において、学校、病院、飲食店、共同住宅などの用途に供する木造建築物等で火気を使用する場所を階段直下に設ける場合の内装について、下の表のとおり改正をいたします。改正前は、天井及び壁について、仕上げを不燃材料、下地を不燃材料とすることが規定されていました。改正後は、規則で定める基準を追加いたします。

最後に、3の施行日ですが、規則で定める日といたします。

説明は以上でございます。御審議よろしくお願いたします。

○ 伊波俊之助委員長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。よろしいですか。

○ 白井正子委員 説明は頂いたのですが、趣旨のところ、改正前、改正後の説明をいただいたのですが、改正後の大臣が定める基準というのが追加されたということで、この基準を満たせばよいということになると理解をしているのですが、もう少しこのところ具体的に、仕上材と下地の関係を説明をお願いいたします。

○ 清田建築局長 建築指導部担当部長より御説明いたします。

○ 丸茂建築指導部担当部長 今般国のほうで政令が改正されまして、また併せて告示のほうで技術的なところが定められているところがございます。具体的には、例えば下地材につきまして、これまで鉄材などの不燃材料とすることを規定されていたのですが、仕上材の厚さを増すというようなことをいたしますと下地材の規定がなくなりまして、木材等使用することが可能となるというようなことがございます。

○ 白井正子委員 理解しました。ありがとうございます。今回、防火規制を緩和して木材利用の促進を図るもので、安全確保のための規制が緩和することには賛成できません。

○ 伊波俊之助委員長 他にございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○ 伊波俊之助委員長 特に御発言もないようですので、本件については質疑を終了し、採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 伊波俊之助委員長 それでは、採決いたします。

採決の方法は挙手といたします。

本件について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

- 伊波俊之助委員長 挙手多数。

よって市第117号議案については原案可決と決定いたします。



◎ 市第118号議案の審査、採決

- 伊波俊之助委員長 次に、市第118号議案を議題に供します。

市第118号議案 横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部
改正

- 伊波俊之助委員長 当局の説明を求めます。

- 清田建築局長 市第118号議案横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正について御説明をいたします。議案書では79ページ～99ページまでとなります。内容の説明につきましては、本日お手元にお配りいたしました議案関連資料に基づき御説明をいたします。

それでは資料の2ページを御覧ください。

1、趣旨についてですが、藤が丘駅前地区地区計画が令和7年11月の都市計画審議会を経て、令和7年12月に都市計画決定をされました。これに伴い、藤が丘駅前地区地区計画の内容のうち、必要な事項を条例に位置づけるために、横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正を行います。

3ページを御覧ください。

2、地区計画の内容を条例に位置づける意義について御説明をいたします。(1)の地区計画とはについてですが、地区計画は、地区の特性に応じて建築物の用途、高さ、壁面の後退距離のほか、広場や歩行者用通路などをきめ細かく定める地区レベルの都市計画です。都市計画法に基づく手続を経て、都市計画決定変更を行います。なお都市計画法に基づく手続の流れは図のとおりでございます。

4ページを御覧ください。

(2)の地区計画の内容についてですが、地区計画は、大きく分けて、①地区計画の目標、②地区計画の方針、③地区整備計画の3つから構成をされます。③地区整備計画の内容として、その下の黒丸にお示しをいたしました地区施設に関する事項、建築物等に関する事項、樹林地、草地等の保全に関する事項をそれぞれ定めることができます。青色の点線で囲った項目につきましては、建築基準法等に基づく条例に位置づけることで建築確認の審査項目等となり、より担保性のある手続として罰則規定が適用可能となります。

5ページを御覧ください。

3、藤が丘駅前地区地区計画について御説明をいたします。(1)位置図・航空写真についてですが、赤色の太線でお示しした範囲が地区計画の区域です。本地区は、青葉区南部の東急田園都市線藤が丘駅の北側に位置しております。

6ページを御覧ください。

(2)都市計画図についてですが、赤色の太線でお示しした範囲が地区計画の区域、左側の図は用途地域に関する都市計画図です。地区西側が近隣商業地域で、容積率は300%、建蔽率は80%、地区の東側が第1種住居地域及び第2種住居地域で、容積率は200%、建蔽率は60%となっています。右側の図は高度地区に

関する都市計画図です。地区西側のピンク色のエリアが第6種高度地区で、最高高さが20メートル、地区東側の黄色いエリアが第4種高度地区で、最高高さが20メートルかつ北側斜線制限があります。

7ページを御覧ください。

(3) 地区計画策定までの手続についてですが、アンダーラインにありますように、令和7年2月の都市計画市素案説明会から都市計画手続が開始され、11月の都市計画審議会を経た後、12月に都市計画決定が告示をされました。

8ページを御覧ください。

(4) 地区計画の目標についてですが、老朽化が顕在している施設の更新の機会を捉え、土地の合理的かつ健全な高度利用により、病院、商業施設、交通広場、公園等を一体的に再整備するとともに、駅前の歩行者ネットワークの形成により回遊性の向上を図りつつ、機能集積とにぎわいの創出を図り、まちの玄関口にふさわしく、藤が丘らしい緑豊かな駅前拠点を形成することを目標としています。

9ページを御覧ください。

(5) 地区の区分についてですが、A地区からD3地区までの6つの地区に区分されております。

10ページを御覧ください。

(6) 地区の区分及び土地利用の方針についてですが、本地区ではA地区からD地区までの4地区の方針を定めておりますが、今回は代表してA地区について御説明をいたします。本市北部方面の医療圏の中核を担い災害に強いまちづくりを推進するため、3次救急を担う救命救急センターを備え、かつ災害拠点病院としての機能を有する病院を現状と同等以上の医療提供体制を維持しつつ、公園、公共用自転車駐車場等と一体的に再整備する。また、駅前にふさわしい連続的にぎわいを創出するため、市道市ケ尾第173号線及び公園に面して店舗等の生活利便施設を導入するとともに、緑地広場に面して展示場や集会所等の地域住民等が活用できる機能を導入するとしています。

11ページを御覧ください。

B地区からD地区の方針は表のとおりです。

12ページを御覧ください。

(7) 壁面の位置の制限についてですが、図及び表のとおりでございます。

13ページを御覧ください。

(8) 地区整備計画のうち、条例に位置づける内容を御説明いたします。こちらの表は、横軸に地区の区分を縦軸に建築物等に関する事項として、①～⑩に建築物の用途の制限や建築物の容積率の最高限度等を記載しております。本地区では、A地区からD3地区までの6地区に対して、それぞれ制限内容を定めることとなりますが、代表して表中の赤枠で囲ったA地区について御説明をいたします。まず、①の建築物の用途の制限では、建築できる建築物として、病院をはじめ記載の用途を定めます。②建築物の容積率の最高限度では、容積率の上限を10分の39と定めます。

次のページを御覧ください。

③建築物の容積率の最低限度では、一部の例外を除き、病院の部分は10分の18、学校、図書館等の特定の用途に供する部分の合計は100分の5と定めます。④建築物の建蔽率の最高限度及び⑤建築物の建築面積の最低限度について、A地区では制限を定めておりません。⑥建築物の敷地面積の最低限度では、一部の例外を除き5000平方メートルと定めます。⑦壁面の位置の制限では、一部の例外を除き、計画図に示す壁面の位

置の制限を超えないことと定めます。⑧建築物の高さの最高限度では60メートルと定めます。また、周辺への配慮として、北側斜線制限を定めます。⑨建築物の緑化率の最低限度では100分の20と定めます。⑩建築物等の形態意匠の制限では、周辺の町並みや景観との調和、圧迫感の軽減などに関する事項を定めます。

次のページを御覧ください。

4、施行日についてですが、公布の日といたします。

説明は以上でございます。御審査よろしくお願いたします。

- **清田建築局長** 説明が終わりましたので質疑に入ります。
- **白井正子委員** 説明ありがとうございました。都市計画決定された内容を、建築物等の制限ということで建築局が所管する条例に位置づけるといものなのですけれども、都市計画決定までの手続は都市整備局が所管してきたということでもよろしいでしょうか。都市計画決定までの手続について伺いたいと思いますので、副市長に伺いたいと思います。

青葉区の藤が丘駅前行おうとするこの再整備は、昭和医科大学藤が丘病院の建て替えが市の藤が丘駅前公園と位置を入れ替えて行われるということ。それから、病院の高さの制限が、これまで20メートルだったものが60メートルに緩和をされて、現行より高く、地上14階建てになるなどの内容が地区計画決定されているのですが、これまでに住民から駅前の顔となっている公園が駅から離れたところに移されるということとか、それから駅前に立つことになる病院が高過ぎて駅前に圧迫感が生じるということなどについて、よしとしない意見や提案が出されておりましたけれども、これが変更されることなく、地区計画が決定されております。

それで、住民の間にあつれきが生じていることは、将来に禍根を残すことになるのではないかと心配をしております。そもそも、必要な機能を備えた病院に建て替えるということは、地域にとっては有意義であることは共通の理解がされていると思います。その上で、建て替え期間中も病院の機能を継続するために、現在の病院を残したまま新病院を建て替えるためには公園の配置に工夫が必要ということも理解をいたしますが、今回の再整備事業は、昭和大学、東急そして、本市の3者が協定を結んでスタートした事業であって、本市の公園とか道路の位置が変更される事業でもあるために、本市は住民の立場に立って手続を進める必要があったと思います。

事業者の意向が優先されて住民は置き去りになったのではないかと思えるような結果なのですけれども、都市計画決定までの手続について、本市は住民の立場に立ち切れていなかったのではないかと思いますけれども、副市長の見解を伺います。

- **鈴木副市長** 長年、この計画が地元を含めて議論している中で様々御意見があったことは承知しておりますし、その過程で何度も地域の説明会などを実施して計画の一部見直し、病院のほうではございませんが、住宅棟の方の高さの低減など様々な改善策も提示しながら、全ての方が合意というわけではありませんが、できるだけ御理解をいただくための丁寧な説明はしてきていると承知しております。今後も、まだこれから工事進めていく中で、また具体的な公園のつくり方などをしていく中で、丁寧に地域の声は、引き続きお聞きしながら事業を進めていきたいと思っております。
- **清田建築局長** すみません、補足をさせていただきます。都市計画の手続になりますと建築局になりますので、私のほうから説明をさせていただきます。

資料の7ページのところに、令和7年3月というところで、都市計画の公聴会というふうに書いてござい

ます。7ページでございます。都市計画の手続が順番で書いてございまして、令和7年の3月に都市計画の公聴会というのが書いてございます。ここに13件の口述の申し出というのがございました。内容としましては、賛成するというのが3件、意見があるというのが9件、その他1件ということでございますが、この御意見につきましても、委員が触れていただいていたように、病院の建て替えの必要性ということは十分御理解をいただいている、それから、藤が丘の魅力を維持しつつ、よりよいまちにしたいという思いというところまでは一致をしております。

主な御意見としまして、委員に触れていただきましたように、病院の高さ60メートル、これについては是非と、駅前公園の移設というところがございました。その後、病院の高さにつきましては、ホームページで病院計画が公表されております。規模ですとか、例えば浸水想定区域でございまして、ここについて主要機能は地上階に配置をするとか、そういった説明、図面つきで説明をその後公表、病院のほうでしていただいております。ですから、その60メートルの意味というのが、こういう建築計画になるから60になるのだというようなところはしっかり図面として御説明ができています。

さらに、駅前公園につきましては、病院建て替えとの整合というところを説明させていただいております。病院機能を維持しながらの工事ということになっていきます。なので、公園の移設ということ、それから公園自体もバリアフリー化をしたり周辺道路との段差を解消したりというような説明をしているというところでございます。それを受けて、この結果、先ほどの下の欄に令和7年7月から8月の法定縦覧というのをしております。

このときにも御意見を頂けるのですが、このときは賛成が5件、反対ゼロ件ということの結果でなっておりますので、都市計画の手続としては、しっかり皆さんに御理解をいただいたのかなという形で手続を進めさせていただいて、都市計画決定までもってきたということでございます。

- **白井正子委員** 経過の説明はいただいたのですけれども、説明は事業者のほうからホームページでも出ているのですということとかお話はあったのですけれども、今回感じますのは、本市として住民の立場に立って、本市からより早い段階での説明とか、より詳しい説明、本市の役割を果たしていただく必要があったのではないかとすることを指摘をしているのですが、その点についてはいかがでしょうか。
- **清田建築局長** その件につきましては、我々としては丁寧に全体計画を進めてきたということのつもりではありましたが、中には御意見も頂いているということ、都市計画の段階まで御意見を頂くということになったということにつきましては、我々としてもできる限りの対応を今後していきたいという形で思っております。
- **白井正子委員** ぜひ、今後整備が進むに当たっては、今回の手続を振り返っていただいて、今後は住民の立場に立って手続を進めていただくということを要望しておきます。よろしくお願ひします。
- **伊波俊之助委員長** 他にございますでしょうか。よろしいですか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- **伊波俊之助委員長** 特に御発言もないようですので、本件については質疑を終了し、採決することに御異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- **伊波俊之助委員長** それでは、採決いたします。
本件については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 伊波俊之助委員長 御異議ないものと認め、市第118号議案については原案可決と決定いたします。



◎ 市第130号議案の審査、採決

- 伊波俊之助委員長 次に、市第130号議案を議題に供します。

市第130号議案 市営野庭住宅（I 街区）建替事業契約の締結

- 伊波俊之助委員長 当局の説明を求めます。
- 清田建築局長 それでは、市第130号議案市営野庭住宅 I 街区建替事業契約の締結について御説明をいたします。議案書では181ページから182ページとなります。内容につきましては、お手元にお配りいたしました議案説明資料に沿って御説明をいたします。

2ページを御覧ください。

P F I 事業として実施する市営野庭住宅 I 街区建替事業について、落札者と事業契約を締結いたします。これまでの経緯ですが、令和7年1月14日に入札公告、7月11日に入札及び提案書の提出、8月7日に横浜市民間資金等活用事業審査委員会の審査及び開札、9月5日に落札者の決定及び公表を行いました。

3ページを御覧ください。

2、野庭住宅 I 街区の概要ですが、所在地及び既存住宅については案内図及び表のとおりでございます。

4ページを御覧ください。

3、契約の内容について御説明をいたします。(1)の事業名は、市営野庭住宅 I 街区建替事業です。(2)の事業方式は、P F I 事業の B T a 方式で、民間事業者が施設の設計、建設、工事管理及び入居者の移転の支援を行った後、その所有権を横浜市に移管いたします。(3)の契約目的は、市営野庭住宅 I 街区の設計、既存住宅解体撤去、建設、工事管理及び入居者の移転支援でございます。

5ページを御覧ください。

(4)の履行場所は、港南区野庭町601番地の1、(5)の契約金額は45億3310万円です。(6)の契約期間は、契約確定の日から市営住宅等整備業務及び入居者移転支援業務が完了する日まででございます。

(7)の契約相手ですが、ア、代表企業は小雀建設株式会社で、建設、入居者移転支援の業務を担当します。イ、その他の構成企業は株式会社金子設計で、設計、工事監理の業務を担当いたします。

6ページを御覧ください。

4、事業者の選定ですが、総合評価一般競争入札方式により、横浜市民間資金等活用事業審査委員会の審査を経て、落札者を決定いたしました。

5、事業スケジュールですが、令和8年2月から令和13年5月の予定です。参考として、7ページには施設概要を、8ページには事業スキーム概念図をお示ししています。

御説明は以上です。御審査のほどよろしくお願いをいたします。

- 伊波俊之助委員長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。よろしいですか。
- 白井正子委員 今回、P F I 事業として、入居者の移転支援も含まれております。それで福祉的対応が求められる、特に引っ越しというのは、入居者の引っ越しというのは福祉的対応が求められることですから、

本市の事業として、直接の事業として行ってこそ入居者に寄り添った支援ができると思いますけれども、今回PFI事業の中にこの移転支援を組み込んでいて、隣の街区も同じようなPFI事業ですけれども、ちょっとそこに大変心配を持つのですけれども、これについてはどのようなお考えでしょうか。

- 清田建築局長　今回民間事業者にお任せする部分は、福祉的対応が必要でない一般の方をまずは考えておきまして、対応が必要な方、丁寧に対応する必要があるような方は、市の職員が直接対応するという方式で考えております。
- 白井正子委員　実際そのようにやっていただきたいとは思いますが、そもそもPFI事業で行われるということに賛成できません。
- 奥石かつ子委員　教えていただきたいのですが、今回のようなPFIで行ってこなかったときの建て替え事業のときの支援とか、住み替え支援というのは、福祉的、今のお話とちょっとつながっていますけれども、全て市がやっていたということなのですね。
- 清田建築局長　はい。市のほうで対応させていただいております。
- 奥石かつ子委員　今後、これまで市がやっていた事業をPFIでやると、どんな実感というか、市民の実感をこれからの評価にしていくという市の方針もありますし、比較してちょっと検証するといいいのかなと思いますので、要望させてください。よろしくお願いします。
- 伊波俊之助委員長　よろしいですか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 伊波俊之助委員長　他に御発言もないようですので、本件については質疑を終了し、採決することに御異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 伊波俊之助委員長　それでは、採決いたします。
採決の方法は挙手といたします。
本件については原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手)
- 伊波俊之助委員長　挙手多数。
よって、市第130号議案については原案可決と決定をいたします。

◇

◎ 市第137号議案の審査、採決

- 伊波俊之助委員長　次に、市第137号議案を議題に供します。

市第137号議案　令和7年度横浜市一般会計補正予算（第7号）（関係部分）

- 伊波俊之助委員長　当局の説明を求めます。
- 清田建築局長　それでは、市第137号議案令和7年度横浜市一般会計補正予算第7号の建築局関係部分について御説明します。議案書では15ページから32ページまでとなります。内容の説明につきましては、お手元にお配りをいたしました説明資料に沿って御説明をいたします。
2ページを御覧ください。

1、歳入歳出予算補正、11款建築費ですが、4億4304万3000円の増額を行います。(1) 1項建築指導費では9608万6000円の減額を行います。ア、職員人件費において、給与改定等に伴う増額、イ、急傾斜地崩壊対策事業において県が追加実施する急傾斜地崩壊対策工事等に係る本市負担分の増額、ウ、特定建築物耐震事業において耐震改修の補助申請件数の減等に伴う減額を行います。

(2) 2項住宅費では5億3912万9000円の増額を行います。ア、市営住宅計画修繕・入退去業務等委託費において、LED化を8年度からの前倒しにより実施することに伴う増額、イ、市営住宅指定管理者経費において、物件費等の上昇により指定管理料を増額します。

表の1を御覧ください。このたび補正を行うことにより、アンダーラインのとおり、1項建築指導費が115億7941万8000円、2項住宅費が202億4363万4000円となります。

3ページを御覧ください。

2、財源更正補正ですが、市債充当額の変更に伴い、11款1項において財源を更正します。

表2を御覧ください。既存建築物安全推進事業において、市債活用に伴う財源更正として市債を3800万円増額し、一般財源を3800万円減額、公共建築物長寿命化対策事業として市債減額に伴う財源更正として、市債を5億5100万円減額し、一般財源を5億5100万円増額いたします。3、繰越明許費補正ですが、11款1項建築指導費及び2項住宅費において繰越明許費の設定を行います。

表の3を御覧ください。急傾斜地崩壊対策事業において、年度内に工事等の完了が困難となるため400万円、市営住宅計画修繕入退去業務等委託費において、年度内に業務の完了が困難となるため6億300万円の繰越明許費の設定を行います。

以上、横浜市一般会計補正予算のうち建築局関係部分の御説明をさせていただきました。御審議のほどよろしく願います。

- **伊波俊之助委員長** 説明が終わりましたので、質疑に入ります。
 - **白井亮次委員** 1点だけ、1の(1)のウなのですけれども、特定建築物耐震事業ということで1億7537万円を減額ということで、これに対して何か所感というかそういうようなものがあれば教えていただきたいです。
 - **清田建築局長** こちらにつきまして、我々ちょっと課題視しております。例えば、令和2年度頃には工事費とか除却合わせて10件程度の実績がございました。しかしながら、最近伸び悩んでいるということでございます。その認識は十分ございます。窓口とかで確認をいたしますと、近年やっぱり建設費が急激に上昇している、それから、まだ新型コロナの影響によって経営悪化しているみたいなのが、一応個別事業として把握をしているところではございます。しかしながら、しっかりヒアリング、詳細というのをオーナーさんにまだしておりませんので、ここは早急に取り組んで、しっかり原因というところを探っていきたいと思っております。
- それから、来年度は、もしかしたら我々今年度も除却費の助成補助増額とかをしているのですが、そういった情報がオーナーさんに伝わっていない可能性もありますので、職員が直接オーナーさんに接触をこちらからしまして、そういったところを周知していくということも考えている、そんな認識でおります。
- **白井亮次委員** しっかりと認識していただいて制度設計していただければと思います。
 - **伊波俊之助委員長** 他にございますか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 伊波俊之助委員長 他に御発言もないようですので、本件につきましては質疑を終了し、採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 伊波俊之助委員長 それでは、採決いたします。

採決の方法は挙手といたします。

本件については原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

- 伊波俊之助委員長 挙手多数。

よって、市第137号議案の関係部分については原案可決と決定いたします。

大変失礼いたしました。

挙手総数。

よって、市第137号議案関係部分については原案可決と決定いたします。

以上で道路局関係の審査は終了いたしましたので、次に都市整備局関係に入ります。

当局参集の間、休憩いたします。

休憩時刻 午前10時38分

(当局交代)

再開時刻 午前10時39分

- 伊波俊之助委員長 それでは、委員会を再開いたします。

都市整備局関係の審査に入ります。

なお、当局からの発言に際しては、着座のままで結構です。

◎ 市第119号議案の審査、採決

- 伊波俊之助委員長 初めに、市第119号議案を議題に供します。

市第119号議案 横浜市駐車場条例の一部改正

- 伊波俊之助委員長 当局の説明を求めます。

- 樹岡都市整備局長 都市整備局です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、資料1を御覧ください。市第119号議案横浜市駐車場条例の一部改正について御説明させていただきます。

次の目次を飛ばして1ページ目を御覧ください。ここからは資料のアンダーラインでお示しした部分に沿って御説明させていただきます。

まず、1、改正の背景ですが、近年、車離れや鉄道網の発達など、自動車交通を取り巻く環境の変化により駐車需要は経年的に低下しており、駐車場整備地区を対象に行った実態調査では、駐車場が供給過多の状況であることが分かりました。また、本市が実施したアンケート調査では、条例により附置した駐車場の利用率が低迷している状況が見受けられました。このような状況を踏まえ、時代の変化に対応した適切な駐車

場附置義務制度となるよう見直しの検討を進めてきました。

2ページを御覧ください。

2、改正案の主な内容ですが、御覧の5項目となります。次のページから各項目について御説明させていただきます。

3ページを御覧ください。

(1) 対象建物規模の緩和ですが、表中の赤枠内のとおり、駐車場整備地区等において対象となる建物規模を現行の対象用途の床面積1000平米から2000平米超に緩和します。

4ページを御覧ください。

2、対象建物用途の一部の除外ですが、表中の赤枠内のとおり、駐車場整備地区等において、事務所、倉庫または工場と非特定用途を対象外にします。

5ページを御覧ください。

(3) 原単位の緩和ですが、表中の赤枠内のとおり、周辺ふくそう地区における倉庫または工場について、現行の300平米当たり1台から400平米当たり1台に緩和します。

6ページを御覧ください。

(4) 各地の特例の適用距離の緩和ですが、表中の赤枠内のとおり、現行のおおむね300メートル以内からおおむね500メートル以内に緩和します。

7ページを御覧ください。

(5) 利用実態に基づく附置義務台数の特例の追加ですが、条例により附置した駐車場の利用率が低迷している既存建築物について、附置義務台数を緩和するとともに、建て替えにおいても適用できるようにします。

8ページを御覧ください。

3、改正により期待される効果ですが、駐車場の附置義務台数や需給バランスの適正化、土地や床の有効活用、建物低層部への店舗等の導入促進によるまちのにぎわい創出、駐車場出入口の減少による歩行者安全性の向上が挙げられます。

9ページを御覧ください。

最後に、4、改正素案の意見募集の結果概要ですが、意見募集の期間は令和7年9月25日～10月24日の30日間です。意見提出者は16名で、意見件数は43件です。主な意見ですが、賛成意見として、現在の駐車場附置義務制度の規制は過剰であると感じている、駐車場条例改正の素案の内容はまちづくりにとってもよいことであるなどがあり、反対意見はございませんでした。また、要望・提案意見として、横浜駅周辺地区において駐車場マネジメントも検討してほしいなどがありました。意見への対応ですが、素案からの修正はありません。なお、頂いた御要望・御提案については、関係部署と連携して別途検討を進めてまいります。

説明は以上です。どうぞよろしくお願いたします。

- 伊波俊之助委員長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。
- 白井正子委員 説明ありがとうございました。本市の駐車場条例というのは、駐車場法に基づいて制定をされているということですが、法の目的を、ちょっと概要を教えてくださいませんか。
- 樹岡都市整備局長 駐車場、自動車需要が多く自動車交通がふくそうするような地区において、かつては路上駐車なども多かった。そういうことを適正化して、駐車場を器としてしっかり用意してもらい、そう

いったところから駐車場法が制定されていると理解しております。

- **白井正子委員** 新築や建て替えをする建築主に駐車場の附置を義務づけて、駐車場の整備促進を図ってきたということで、本市の現行の条例というのは、駐車場法での標準条例というのが示してありますけれども、それと比較して厳しめにつくられているのですけれども、ちょっとその考え方を伺いたいと思います。
- **樹岡都市整備局長** かつて、やはり駐車場が少なく路上駐車している人が多かった、これは日本全国見られた事象だと思います。特に横浜の場合には、急激に都市化が進んだことによってマイカーを皆さんが持つという時代背景もあって、やはり駐車場需要が非常にどんどん上がってきた、そういうことに対応していくために、対象規模の面積を通常2000平米のものを1000平米にして、各施設でしっかり駐車場を持ってもらおうと、そういう趣旨で厳しくしてきたという背景がございます。
- **白井正子委員** それで、今回それを緩和することになるのですけれども、そもそもの国の標準よりも緩くする、その程度というのはどうなのでしょう。
- **樹岡都市整備局長** 特に緩くというところはございませ。それぞれの都市の実態がございますから、我々のほうとしても、現状の駐車場の利用実態の調査などを見て、あるいは学識経験者の意見もお伺いしながら、今回御提案させていただいている改正案を作成したというところでございます。
- **白井正子委員** 実態に合わせて緩和をするということだと思うのですけれども、学校とか福祉施設を、附置義務の対象外に今回するということですが、市民が駐車場に困ることにならないのか、そういう心配がありますけれども、この点は大丈夫なのでしょうか。
- **樹岡都市整備局長** この駐車場の附置義務条例は、その名のとおり最低限確保すべき駐車台数を定めるものです。一方で、それぞれの施設所有者は自らの施設を御利用していただくお客さん、あるいは利用者の方の需要を想定しながら必要な器はつくっております。そういう中では、駐車場附置義務に義務化された台数よりも多く駐車場を実際はつくっている建物もございませし、あるいは今、今回改正しようとしているのは、非常に附置義務でつくるのだけれどもそこまで使われていませんという分野があるものですから、それらを対象外とするものでございませ。
- **白井正子委員** その点も確認しました。それから、もう一点、現行では、横浜駅の周辺地区とみなとみらい21地区は附置義務を緩めてありますけれども、今回の変更で、その2つの地域は何かが変わる点があるのか、ないのかを伺います。
- **樹岡都市整備局長** それぞれの地区で、非常に今、何百平米に1台ということになっているのですけれども、建物規模が大きくなってくると、駐車場需要にも比して、義務台数が比例して上がっていきます。しかし、車のニーズというのは、必ず正比例していないと、床面積が大きくなっていくと、そういったようなこともあり、実態に合わせてそれぞれの駐車場のルールをつくっておりますけれども、今回条例で改正するのはそのベースとなるものですから、それぞれの地区については今回直ちにこの改正によって変わるものではないというふうなものでございませ。
- **白井正子委員** 何点か確認しまして、今回の変更によって、法で目的とされている著しく路上駐車が増えないようにという、これに沿ったもので、今回の改正によってそのようなことは考えにくいのかということを確認しました。
- **伊波俊之助委員長** ございませんか。よろしいですか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

- 伊波俊之助委員長 他に御発言もないようですので、本件につきましては質疑を終了し、採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 伊波俊之助委員長 それでは、採決いたします。

本件については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 伊波俊之助委員長 御異議ないものと認め、市第1119号議案については原案の可決と決定します。



◎ 市第137号、市第146号議案の審査、採決

- 伊波俊之助委員長 次に、市第119号議案関係部分及び市第146号議案関係部分につきましては、関連する議題ですので2件を一括議題に供します。

市第137号議案 令和7年度横浜市一般会計補正予算(第7号) (関係部分)

市第146号議案 令和7年度横浜市市街地開発事業会計補正予算(第1号) (関係部分)

- 伊波俊之助委員長 当局の説明を求めます。

- 樹岡都市整備局長 市第137号議案及び市第146号議案令和7年度補正予算都市整備局関係部分の概要について御説明します。

2ページを御覧ください。

市第137号議案令和7年度横浜市一般会計補正予算第7号について御説明します。

(1) 歳入歳出予算の補正ですが、補正額は3億5960万1000円減額します。内訳は表の網かけ部分になりますが、上から3段目、12款1項1目企画費では1661万2000円増額します。これは、職員人件費について給与改定に伴い補正するものです。3目地域整備費では3億円減額します。これは、まちの不燃化推進事業について、国庫補助認証減に伴い補正するものです。

19款1項10目市街地会計事業費会計繰出金では、繰出金充当事業費の減に伴い、7621万3000円減額します。

3ページを御覧ください。

(2) 繰越明許費の補正として8億7900万円設定します。内訳は表のとおりですが、12款1項2目都市交通費及び3目地域整備費は、記載の5事業について、関係機関との調整に日時を要したことなどにより繰越しを行います。19款1項10目市街地会計事業費会計繰出金は、市街地開発事業費会計の事業の繰越しに伴う一般会計負担分を繰り越します。

4ページを御覧ください。

次に、2、市第146号議案市街地開発事業費会計補正予算第1号について御説明します。

(1) 歳入歳出予算の補正ですが、補正額は2億1050万6000円減額します。内訳は表の網かけ部分になりますが、上から2段目、1項1目市街地開発総務費では408万円増額します。これは職員人件費について、給与改定に伴い補正するものです。2項1目二ツ橋北部第1期地区事業費及び2目綱島駅東口周辺事業費では1億8458万6000円減額します。これは、国庫補助認証減などに伴い補正するものです。3項公債費では3000万円減額します。これは市債発行額の変更に伴い補正するものです。

5ページを御覧ください。

(2) 繰越明許費の補正として59億9000万円設定します。表に記載の5事業について、関係機関との協議に日時を要したことなどにより繰越しを行います。

説明は以上です。御審査のほどよろしく願いいたします。

- **伊波俊之助委員長** 説明が終わりましたので、質疑に入ります。よろしいですか。
- **白井正子委員** 今回の市街地開発事業費会計の補正予算の中には、関内駅前再開発への本市からの補助金が含まれているのかどうかというのを伺います。
- **高井都心活性化推進部長** 本市が支出をしていきます国費、市費合わせた補助金のほうは含まれてございます。
- **白井正子委員** 補助金の総額が一度額が変更になっていると思いますけれども、当初2つのビルの事業に対して、総額300億という巨費が投じられるということになっておりましたが、変更がありまして、それがますます増額をしていると認識しているのですけれども、その増額した分も含まれているうちの今回の変更ということでしょうか。
- **高井都心活性化推進部長** 委員がおっしゃっていますのが、令和6年に出しました会計運営計画のときに想定をしておりました再開発補助から、今回の事業計画の変更を令和7年にしてございます。令和7年のときに変更しました補助総額が282億円になってございまして、そうしたものも含めて今回繰越しをさせていただいているということになっています。
- **白井正子委員** 昨年、この再開発のスケジュールが延びるという報道を聞いておりました、そのときに本市が支出する補助金の額が、補償費などを変更することによって増えるというふうに聞いておりますけれども、その分も含めたものがこの中に入っているのかということをお伺いします。
- **高井都心活性化推進部長** 全体の市の補助額でございまして、補償費で2つの街区がございまして、やっぱり街区ごとに増えたり、あるいは地権者さんが残られるということになりますと、補償費が逆に圧縮されているという側面と、あと全体として建設費の高騰によって工事費が上がってきておりますので、そういったものをトータルした額が補助金が総額として282億ということで増えてございまして、総額です、それに対して令和7年度の補助金につきましては、そうしたことも含めて今回繰越しをさせていただいているという状況でございます。
- **白井正子委員** 確認をしました。そもそもこの再開発事業、あまりにも公共性の乏しいところに巨費が投じられるというところで、そもそも問題があるこの会計については反対です。
- **伊波俊之助委員長** 他によろしいですか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- **伊波俊之助委員長** 他に御発言もないようですので、本件につきましては質疑を終了し、採決することに御異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- **伊波俊之助委員長** それでは、1件ずつ採決いたします。
初めに、市第137号議案関係部分についてお諮りいたします。
採決の方法は挙手といたします。
本件については原案のとおり可決することに賛成される方の挙手を求めます。

(挙手)

- 伊波俊之助委員長 挙手総数。

よって、市第137号議案関係部分については原案可決と決定いたします。

次に、市第146号議案関係部分について採決いたします。

採決の方法は挙手といたします。

本件については原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

- 伊波俊之助委員長 挙手総数。

よって、市第146号議案関係部分については——、大変失礼いたしました。

挙手多数。

よって、市第146号議案関係部分については原案可決と決定いたします。

以上で、都市整備局関係の審査は終了いたしましたので、次に道路局関係に入ります。

当局参集の間、休憩いたします。

休憩時刻 午前10時58分

(当局交代)

再開時刻 午前10時59分

- 伊波俊之助委員長 それでは、委員会を再開いたします。

道路局関係の審査に入ります。

なお、当局からの発言に際しては、着座のままで結構です。

◎ 市第123号議案の審査、採決

- 伊波俊之助委員長 初めに、市第123号議案を議題に供します。

市第123号議案 小机第394号線等道路線の認定及び廃止

- 伊波俊之助委員長 当局の説明を求めます。

- 田中道路局長 それでは、市第123号議案小机第394号線等道路線の認定及び廃止について御説明します。議案書は135ページになりますが、本日は資料1で御説明させていただきます。

資料1の2ページを御覧ください。

提案理由について御説明します。小机第394号線の路線を市道に認定し、及び六ツ川第368号線等の市道路線を廃止したいので、道路法第8条第2項及び第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により提案するものでございます。

3ページを御覧ください。

認定する路線につきましては1路線で、道路延長は107メートル、面積が518平方メートルとなっております。認定理由の内訳としましては、本市の事業等となっております。

続きまして、廃止する路線につきましては12路線で、道路延長は277メートル、面積は822平方メートルと

なっております。廃止理由の内訳としましては、払下げ、路線整理となっております。

4ページ以降は、認定廃止案件の路線ごとの幅員及び延長について記載しておりますので、後ほど御確認ください。

説明は以上でございます。よろしく御審査のほどお願いいたします。

- **伊波俊之助委員長** 説明が終わりましたので、質疑に入ります。よろしいですか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- **伊波俊之助委員長** 特に御発言もないようですので、本件については質疑を終了し、採決することに御異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- **伊波俊之助委員長** それでは、採決いたします。
本件については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- **伊波俊之助委員長** 御異議ないものと認め、市第123号議案については原案可決と決定をいたします。



◎ 市第127号議案の審査、採決

- **伊波俊之助委員長** 次に、市第127号議案を議題に供します。
市第127号議案 首都高速道路株式会社が高速道路事業の許可事項を変更することについての同意
- **伊波俊之助委員長** 当局の説明を求めます。
- **田中道路局長** それでは、市第127号議案首都高速道路株式会社が高速道路事業の許可事項を変更することについての同意について御説明します。議案書は157ページになりますが、本日は資料2で御説明させていただきます。

資料2の2ページを御覧ください。

提案理由について御説明します。首都高速道路株式会社から、同株式会社が行う高速道路事業の許可事項を変更することについて同意を求められたので、道路整備特別措置法第3条第7項において準用する同条第4項の規定により提案するものでございます。なお、道路整備特別措置法の高速道路事業の許可事項の変更等に関わる規定については、下記に記載しておりますので後ほど御確認ください。

3ページを御覧ください。

対象路線ですが、右の図に赤で示している7つの路線となります。

4ページを御覧ください。

2の変更概要ですが、(1)料金見直しに伴う変更と、(2)割引継続に伴う変更になります。

5ページを御覧ください。

まず、(1)料金見直しに伴う変更ですが、1点目として開始予定日は令和8年10月、2点目として、改定内容は、1キロメートル当たりの料金を1割引き上げるもので、普通車の場合、1キロメートル当たり約3円の引上げとなります。

図を御覧ください。E T C普通車の場合の料金改定案を示したのですが、図の下段の中央より左側に記載がありますように、平均移動距離20キロメートルの普通車の場合、料金は810円だったものが改定により880円となり、70円の引上げとなります。また、図の上段の左側に記載がありますように、上限料金ですが、55キロメートル以上の利用につきましては55キロメートルの料金が適用され、1950円であったものが改定により2130円となり、180円の引上げとなります。

なお、図の下段の左側に記載がありますように、下限料金300円につきましては引上げをせずに現状維持としているため、ページ上段の(1)料金見直しに伴う変更の3点目に記載がありますように、平均改定率は8.1%の引上げとなります。

6ページを御覧ください。

(2)割引継続に伴う変更ですが、今年度末に期限を迎える2つの割引を5年間、令和13年3月末まで継続します。まず、①の大口多頻度割引ですが、この割引は車両の1か月の利用金額に応じて割引を行う車両単位割引と、契約者の1か月の利用額に応じて割引を行う契約単位割引の2種類の割引を組み合わせる適用する割引で、最大45%の割引となります。

次に、②の都心流入・湾岸線誘導割引ですが、この割引は横浜側と都心側の対象出入口を利用し、かつ一定の距離、24.1キロメートルを超えた場合、湾岸線を経由すると適用される割引です。横羽線から湾岸線へ利用者を誘導するためのもので、横羽線経由より湾岸線経由のほうが安く設定されている割引となります。

7ページを御覧ください。

参考に具体の料金例を示したものです。まず、図の②、茶色く示した区間、大黒ふ頭から横浜青葉までの料金ですが、右側に示すように、現行では810円であったものが改定後は880円程度となり、70円の引上げとなります。次に、図の③、ピンク色で示した区間、みなとみらいから霞が関までの料金ですが、右側に示すように、現行では950円であったものが改定は1030円程度となり、80円の引上げとなります。なお、この区間、先ほど御説明させていただきましたように、湾岸線経由で都心流入・湾岸線誘導割引が適用された場合の料金を示したもので、この割引が適用されない場合は括弧書きで示した料金となります。

説明は以上でございます。よろしく御審査のほどお願いいたします。

- 伊波俊之助委員長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。
- 白井亮次委員 幾つか確認をさせていただきたいと思います。

まず、今回の値上げと割引の延長のセットということなのですが、セットで同意するかしないかという認識で合っていますか。

- 田中道路局長 その認識でございます。
- 白井亮次委員 その場合、つまり、否決されると割引も今年度末で切れるということですか。
- 田中道路局長 仮に否決された場合には、大型頻度割引が4月1日から適用されないということになります。
- 白井亮次委員 なるほど。物流業界の皆さんからは、割引延長だけではなくて拡充というふうなお話も我々も伺っているところであります。割引をさらに拡充しようとする、値上げ幅というのをもさらに大きくなるという理解で合っていますか。
- 田中道路局長 今最大45%の割引を継続するというので今回の料金設定になっておりますが、これを、例えば50%とか55%割引に、もっと割引を大きくするというのであれば、値上げの幅が大きくなるという

ことになります。

- **白井亮次委員** 今回料金の値上げの幅というのは、例えばほかの公共交通機関等と比較してどうなのでしょう。
- **田中道路局長** 公共機関と比べるのはなかなか難しいとは思いますが、例えば同じ高速道路会社NEXCO中日本、東日本等からは、今料金値上げについて検討中と聞いておりまして具体的な説明は受けておりません。

公共機関というと、例えば既に値上げが終わっている電鉄会社の例を挙げますと、例えば東急電鉄は12.9%の値上げをしておりますし、京急電鉄は10.8%値上げするということでございます。バスで言いますと、今後値上げ予定と聞いておりますが、京急バスは16.5%の値上げを予定しているし、＝神奈中央バス＝は16.2%値上げを予定していると聞いておりますので、今回の首都高の値上げというのは、8.1%というものがバスとか鉄道と比べていかどうかというのはあるのですが、それよりは数字的には小さいものになっているということでございます。

- **白井亮次委員** 御丁寧にありがとうございます。物流業者にとっては負担増ということですが、割引も延長ということで、しっかりと御理解をしていただく必要もあるのかなとは思っています。ただこの値上げのタイミングで物流の皆さん、首都高の皆さんと議論をするというのではなくて、平日頃からしっかりコミュニケーションをとっていくのが大切だなと思っています。

横浜市も株主ですし、将来的な道路管理者ということで、そこら辺の間を取り持つてコミュニケーションをしっかりとって、よりよい形にしていっていただければと思います。

あとは、これちょっと意見にとどめるのですが、国のほうで貨物自動車運送事業法の改定ということで、まず令和8年4月1日から委託時数の制限などがされるのですが、その後そうした委託時数とかそうした構造を把握をして、それを基に適正原価の遵守義務というのを国のほうで定めたいという、多分そういった思惑だとは思いますが、10月からですよ、値上げをもし仮にするとしたら、そこまでの間といいますか、そうしたときに、この適正原価の遵守義務の施行というのをより早めていただくことによって、首都高速の値上げのそうした原価というのを荷主に対して物流業者の皆さんが訴えても、結局荷主の判断でなってしまうということで。

ただ、適正原価の遵守義務というのを、これが施行されれば、そうしたところも原価として加えていただける可能性が出てくるということだと思います。つまり適正原価の遵守義務というのが、今いつからやりますよというのがまだ明示されていない中で、それをより早くしてもらうことによって、エアポケットを潰していくことができるのではないかなと思うのです。なので、これは今回意見ですが、委員会としても何かしらの国に対しての要望というのはしてもいいのではないかなと思うので、今回意見としてとどめますけれども、よろしくお願いします。

- **伊波俊之助委員長** 御意見として承ります。
- **太田正孝委員** 値上げとか値上げしないとかは、いわゆる高速道路の収支計算というのは、当局は報告を受けるのですか。幾年間入ってきて幾ら支出してと、あるいは工事費がこんなにかかるからとか。だから値上げしないと困るのだとか、そういう説明を受けるのですか。
- **田中道路局長** 今回維持管理費が物騰で足りなくなるから値上げをするということと、それから、大口の頻度割引を5年継続するためにこれだけの原資が必要だからこういう割引で検査するということは、説明を

受けております。

- **太田正孝委員** だから今の収支は細かく聞くのですか。それとも、今のお言葉のことだけを聞いているのですか。それとも、数字的にこのぐらいかかっているから、これだけもらわないと合わないのだとか。というのは、なかなかばかにならないので高速道路って、私はしょっちゅう使うので。
- **清水横浜環状道路調整担当部長** 首都高から収支がどのくらいかというのは説明を受けておまして、現在ですと、今の料金体系ですと年間2700億円の収入があるのですが、維持管理のお金が不足しているということで、それを今回8.1%値上げすることによって2900億円になるという説明を受けております。
- **太田正孝委員** だから、相手方の経費が適正か適正ではないかというようなことは、うちにも説明したりとか質疑応答しているのですか。要するに、今自動で、どんどんE T Cになったりなんかして人件費も要らなくなってきているじゃない。だから、相当な経費の削減になっているはずなのだけれども、それでもなお足りないのだと言うとすれば、何がどう足りないのかとか、そういう細かいことは説明がないのですか。今のお話だと説明は特にないみたいね。
- **清水横浜環状道路調整担当部長** 維持管理コストがどれくらい増えているかという説明を聞いていまして、もともとは、10年前は775億円だったところが2023年時点では1100億円に増加しているということでございます。325億円増加しているということです。一方、委員が御指摘しているとおり、E T Cの専用化などでコストが縮減しておりますが、いろいろコスト縮減策で削減しているコストは40億円分ということになっております。ですので、今回、費用が増分する分は料金の値上げで賄いたいと、そういうお話でございます。
- **太田正孝委員** その計算は当該路線についての計算なのですか。それとも、全国的な話なの。それとも関東においてどうか。この上げようとしている路線においてプラスマイナスこうですよということは出ていないのでしょうか。
- **清水横浜環状道路調整担当部長** 今御説明した数字は、首都高全体の数字でございまして、横浜市分を切り出した数字ではございません。
- **太田正孝委員** 今お言葉にあったのは、首都高全体ではそういう予算だということなのですか。委員長、そういうのは一回あれだね、説明するときにやっぱりくれないと我々も分からないね。御説明は590円が630円なるというだけの話で、なぜですかということについては何も説明がないじゃない。あなたは分かっているかもしれないけれども。だから、やはり、議員さんにももっと細かく説明したほうがいいのではないのですか。そうでないと分からないもの、何でって。どう？ 局長。
- **田中道路局長** 資料請求という、資料で御説明ということであれば、我々が首都高から受けている説明内容を簡潔に分かりやすくまとめて資料で再説明させていただきます。
- **太田正孝委員** 毎回じゃなくていいけれども、少なくとも大幅な値上げをするときには、こういう数字になっていますというやつを見せたほうがいいと思いますのでよろしくをお願いします。
- **森ひろたか委員** ありがとうございます。今、白井委員と太田委員が質問した内容に少し重複するところもあるのですが、まず、今回この7路線ということですが、都内含めて環状線は値上げしていくのですか。
- **田中道路局長** 首都高全線が値上げとなります。
- **森ひろたか委員** 比率は同じ。比率は同じということでよろしいですか。
- **田中道路局長** はい。

- **森ひろたか委員** 今物流関係のことも白井委員からありましたけれども、まさにそのとおりだと思っていて、物流コストが上がってくると、最終的には消費者である市民の皆様の販価が大きく値上がってくるということになると思います。首都高自体が物価高、補修費、建材費、人件費、様々上がってくる中でコストを上げなければいけないということは十分理解をしているのですが、一方で今回皆さん、車に乗られる方は、首都高のお支払いをいただく料金で直接的な値上げを感じると。一方で、車に乗られない方についても、物流コストが上がりますから、いわゆる生活する上での購入する日用品ですとか、そういったもので販価でいわゆる値上げをお願いするということになるのだらうと思っています。その点は、横浜市として、もしかすると道路じゃないと思うのですけれども、コスト試算をどうされているのか、どのくらいの地域経済への影響が起きるのかということ想定しているのかということが大切だと思うのですね。

もちろん、物流だけじゃなくて観光にも大きく影響してくると思っていて、コロナで大きく来街者がダウンして、そこから24年にはV字で回復して、今堅調だと思うのです。都心からお越しいただく方もそうですし、関東近郊からお越しいただく方というのが非常に多い傾向にあるこの横浜ですけれども、そこも高速料金が大きく値上げということになると少し懸念をしているところです。

その点、道路局というよりも、ちょっとどこになるか分かりませんが、経済局なのか分かりませんが、試算をされた上で首都高との協議をされているのか、もしくは首都高として維持管理費が非常に厳しいから値上げしたいのだということとどまっているのか、どっちのレベル感でこれまで協議してきたのかということをお教えしてもらっていいですか。

- **田中道路局長** 経済波及効果に対して検討した上で今回協議しているのかということですが、それは努力としてはやっています。あくまで同意申請に至るに当たって、国のほうの有識者の委員会の中の意見を踏まえて値上げを決めているわけなのですけれども、やっぱり維持管理費の財源が確保されていない状況というのは非常にやはり大変な事態なので、やはり維持管理費の財源を確保すべきという意見に基づいて、こういう考えで8.1%の値上げをしますということについて、昨今の物価上昇等々を踏まえやむを得ないことなのかなというような形で協議を進めているという状況でございます。

- **森ひろたか委員** 何が言いたかったかということ、この料金の値上げをすることについては致し方ないと思っています。ただ値上げの手法を、やっぱり地方は地方としてのいわゆる観光の来街者数ですとか、物流コストの問題ですとか、そういったのを加味した上で、このカーブをどうするかということの議論をすべきだったんじゃないかなと思っています。というのは、2011年以前については一律料金でした。2012年～2016年までの4年間は、段階的に910円から段階的に上がっていくという、条件が930円のところだったと思いますけれども、そういった料金体系でした。

今の料金体系はカーブが相当きついです。下限が300円で上限が1320円、今度値上げをしていくと1930円まで上がっていくということになりますから、下限は変えずにカーブが高くなるということになりますから、もしかするとその8.1%取るにも、もしかしたら最低料金を少し上げてカーブを寝かせることで首都高はその維持管理費を維持し、そして我々地方はしっかりと物流コストを抑えていくとか、あとは来街いただく方々への負担を下げるとか、そういったことも考えられたのではないかなと思っています。その点局長見解どうですか。

- **田中道路局長** 事前にちょっと御説明したときに、下限料金の300円固定というのが上げたほうがいいのかという御意見をお持ちだというのは、私も話を聞いてそういうお考えだというのは理解している

のですけれども、下限料金を抑えているのにはちょっと理由がありまして、下限料金が低ければショートトリップ、高速のショートトリップの数が増えるのです。高速のショートトリップの数が増えると、一般道に対する負荷が小さくなるので、道路全体のネットワークとして、高速道路が使われやすくなるというのは、全体のネットワークの健全性の意味からは意味があるのかなと思っておりまして、そのまま一定の、首都高は首都高なりの考えを持ってショートトリップの数と料金のカーブのバランスを取った上で、この料金設定をしているものというふうに、ちょっと理解しているところでございます。

- **森ひろたか委員** ごめんなさい、それ事前にお話聞いたのですけれども、僕もショートトリップの可能性というのは非常に高いと思っています。ただ、これ300円で乗れるキロ数というのは5キロなのです。5キロが本当にショートトリップの概念としてはまってしまうのかというと、私はちょっと疑問だなと思っています。例えば10キロとか、例えば横浜川崎間とか、約15キロとか20キロの区間であれば確かにそうかもしれないということ、腑に落ちますけれども、これが5キロで300円というところの数字が果たして適正かと言われると、少しまだ検討の余地はあるのではないかと考えています。

こうやって質疑をさせていただいてはいますけれども、値上げについては基本的には賛成です。それは致し方ないと思っています。ただ経済効果とか物流コストとか考えたときに、やっぱり今の料金体系のこのカーブの立て具合が果たして本当にいいのかということは、道路局としても疑問というか、今後の検討の余地としては残しておいていただきたいし、国に対して意見を言うときにも、そこは地方に与える影響もしっかりと意見しながらこの立て具合を少し寝かせるとか、そういう幅を持った議論をお願いしておきたいなと思います。

- **田中道路局長** まさに料金値上げをした後の状況を見て、首都高速株式会社のほうで分析をすることになっておりますので、その分析結果を踏まえてどういう意見がふさわしいのかということは、常に検討して物を申していきたいと思っております。ありがとうございました。
- **中島光徳委員** 御説明ありがとうございました。今回のこの値上げに関しては、いろいろな様々な方向から御意見が公明党のほうにもありました。この間議案関連でも我が党の高橋議員からも質問しましたが、一番大きな影響を与えるのはやっぱり運送系の方々であって、利用料金も一番使うのだと思うのです。そのときに市長にも質問しましたがけれども、業界のそういう人たち、一番影響を受ける方々とのヒアリング等の要望があったのです。それで市長も答弁をしておりますけれども、もともと首都高速がもし料金を改定して、今後も多分いろいろな形で物価高があると、維持管理コストが上がるとまた改定するという、そのプロセスの中で、そういう大きな影響を及ぼすような業界とのヒアリングを持つというのは、具体的に何かルール化されているのか、また大体このぐらいの期間と前もって言うことができるのかどうかをまず聞きたいと思います。
- **田中道路局長** 具体的に、例えば半年前にこの案を業界に出して了解を取るとか、そういうものはないのですが、例えば、今回の大型多頻度割引の延長というのは、5年間分の延長料金を今回値上げに乗せているということでございますので、5年後にまたこの大型多頻度割引を延長するのかどうかという議論は、必ずしなければいけないタイミングが来ます。なので、それを直前で、こういう考えに基づいて8.1%増額するのだという説明ではなく、前の段階からいろいろ意見交換をしながら、丁寧に説明しながら料金改定に踏み切ってほしいという要望は、努力としては強く首都高に申し入れたいと思っております。
- **中島光徳委員** ぜひ、今後も想定できることは前もって手を打っていただいて、そういう場を持つ、また、

そういう声を丁寧に聞いていくことが大事だと思いますので、よろしくをお願いします。

- **白井正子委員**　お願いします。今回、維持管理コストの上昇分に必要だということで、値上げになるものですが、そもそもこの高速道路の新設、そして維持管理の仕組みに問題があるのではないかとこれまでも指摘をしているところなのですが、新規建設の総量を規制するものは何もなく、それから高速道路を新規建設する際に、事業費を見込む中に更新する費用は見込まれていないという、こういうことがあるので、料金の収入が優先的に維持管理に使われるという担保がないという、こういう仕組みそのものに問題があると思うのです。

ですから、今後も料金収入徴収というのはずっと続いていくことになるという、この問題は指摘せざるを得ないと思うのですが、こういう仕組みを前提にした上で、今回、維持管理コストが上昇するので、その分を料金として値上げをするということでは、ずっとそもそも高速道路の新設、維持管理の仕組みがこうであれば、ずっと徴収をして値上げをしたいというのを続けざるを得ないような仕組みそのものになっているというところに問題があると思うのですが、ちょっとその点については。

- **田中道路局長**　新規事業をやるかやらないかの判断と、維持管理コストをどうやるかはちょっと全然違う話だと思っていて、基本的には有料高速道路事業というのはユーザー負担で高速道路維持管理していくという考え方に基づいておりまして、もともと首都高の料金体系というのは、首都高を適切に維持管理する金額を入れた上で料金設定がなされていて管理運営されているものでございます。

それが社会情勢の変化で物価が上がるとか人件費が上がるということで、設定したときよりもコストが上がる場合には、やはり料金を改定して対応するというのが一番有料高速道路事業のスタンダードな考え方でございます。まさに今回はそのことを、同意を首都高が求めてきているということでございますので、なので、有料高速道路事業のシステムが間違っているということではないと思います。

- **白井正子委員**　今主張しました認識の下に、今回料金の値上げに同意をするということには反対です。
- **東みちよ副委員長**　ちょっと補足で質問したいのですが、今回横浜市の状況、利用者のことを考えますと、横浜市は横浜港がありますので、そういった物流事業者にとっての割引が継続されるということは評価したいと思う一方で、やっぱりマイカー利用者にとっては都心流入割引が継続されるとはいえ、様々な、多分市民の皆さんからは値上げに対しての声が上がるのが予想されます。そうしたことによって、せっかくガソリンが値下がりしたのにといい声もあるかと思うのですが、そうした市民の皆さんに今回の値上げについて、しっかりと割引が継続される部分は継続されるということと、それからサービス向上、あるいは安全性の確保をしっかりと継続していくということを、しっかりと普及啓発、お知らせすることが必要かと思いますが、市としてはどのように考えていらっしゃいますでしょうか。
- **田中道路局長**　大口多頻度割引の継続は4月1日から継続することになるのですが、料金の値上げは、今聞いているのはシステムの改修等があるので、今年の10月以降、10月に値上げになるというふう聞いております。まだ若干時間がありますので、首都高ユーザーの皆様にそれをちゃんと周知するように、首都高速道路株式会社にはしっかりと働きかけていきたいと思っておりますし、我々も機会を捉えて、今回の値上げというのは首都高の安全な維持管理のために、首都高の安全性を確保するためにはどうしても必要な値上げなので、御理解いただくような努力をすべきだと考えております。
- **東みちよ副委員長**　そうですね。なので、横浜市としても株主としてしっかりとそこは首都高に物を申したいと思います。

あと、渋滞解消の部分もやっぱりマイカー利用者、あるいは事業者、様々な方にとっても大きな課題としてずっと続いてきたわけで、そこも首都高ではしっかり解消を目指していくというふうになっているのですね。これは意見ですけれども、具体的には、今年1月に快適走行ビジョン2040を策定したというふうにあります。そして、その中で幾つか検討箇所がある中で、大黒JCT合流部付近というのも挙げられています。これ、私、地元なので本当にいつも困っているのですが、大黒ふ頭入り口に行くあそこがいつも渋滞していて、警察も重点的に見てくださっているのですが、そういうところもしっかり解消に向けて努力していただくということも、市としては株主として言っていただきたいと思います。

- **田中道路局長** 一応、市としても渋滞箇所が限られていますので、神奈川線の中で本当に数か所しかないので、首都高が渋滞している箇所は。特に今おっしゃったところは渋滞箇所です。例えば、ライン表示を変えたりとか、いろいろな工夫と一緒に考えながらやりましょうということで、連携して今まさに渋滞解消に向けて進めているところですので、引き続きその連携を続けていきたいと考えています。
- **伊波俊之助委員長** それでは、他に発言もないようですので、本件につきましては質疑を終了し、採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- **伊波俊之助委員長** それでは、採決いたします。

採決の方法は挙手といたします。

本件については、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

- **伊波俊之助委員長** 挙手多数。

よって、市第127号議案については原案可決と決定いたします。

◎ 市第137号議案の審査、採決

- **伊波俊之助委員長** 次に、市第137号議案関係部分を議題に供します。

市第137号議案 令和7年度横浜市一般会計補正予算(第7号) (関係部分)

- **伊波俊之助委員長** 当局の説明を求めます。
- **田中道路局長** それでは、市第137号議案令和7年度横浜市一般会計補正予算第7号の道路局関係部分について御説明します。議案書につきましては後ほど御参照いただき、本日は資料3で御説明させていただきます。

資料3の2ページを御覧ください。

初めに、1、歳入歳出予算の補正ですが、66億6658万6000円の補正を行います。国の補正予算を活用した前倒し補正や事業の執行見込みに合わせた整理補正等を実施します。(1) 国補正予算を踏まえた施設整備として、7事業で合計16億9558万4000円を増額します。内訳ですが、13款2項1目道路特別整備費において、道路施設の老朽化対策、緊急輸送路の無電柱化等を実施するため、12億3058万4000円を増額します。また、13款2項2目街路整備費において、緊急輸送路の整備等を実施するため、4億6500万円を増額します。

3ページを御覧ください。

(2) 事業の執行見込みに合わせた整理補正ですが、ア、増額補正として5事業で合計75億6077万9000円を増額します。内訳ですが13款1項1目道路行政総務費において、給与改定等に伴い職員人件費を5635万円増額します。次に、13款1項3目道路等維持費において、道路の舗装補修工事等の実施に伴い、道路修繕事業11億円増額します。

次に、13款2項1目道路特別整備費において、橋梁架替工事の実施に伴い橋梁整備事業1億円増額します。次に、13款2項2目街路整備費において、国庫補助事業の認証増に伴い街路整備事業を32億281万6000円増額します。次に、13款2項4目道路費負担金において、国直轄事業の増に伴い31億161万3000円増額します。

4ページを御覧ください。

イ、減額補正ですが、12事業で合計25億8977万7000円を減額します。内訳ですが、13款1項2目道路等管理費において、国の電気料金支援措置による電力単価の上昇抑制等に伴い道路照明費を8000万円減額します。次に、13款2項1目道路特別整備費において、国庫補助事業の認証減に伴い21億3829万5000円を減額し、同じく13款2項2目街路整備費において3億5626万8000円を減額します。

また、19款1項13目公共事業用地費会計繰入繰出金において、公債費利子の減に伴い1521万4000円を減額します。

次に、ウ、特定財源の増減に伴う財源更正ですが、13款1項4目自転車政策推進費において、自転車駐車場整備手数料の減に伴い財源更正を行います。また、13款2項1目道路特別整備費において、市債活用に伴い財源更正を行います。

続いて、5ページには、参考として歳入歳出予算の内訳を記載しておりますので、後ほど御覧ください。

6ページを御覧ください。

2、繰越明許費の補正ですが、関係機関や地元との調整に日数を要したこと等により、22事業で合計152億1200万円について繰越明許費を設定します。各事業の金額及び主な繰越し理由につきましては表のとおりでございます。

説明は以上でございます。御審査のほどよろしくお願いたします。

- **伊波俊之助委員長** 説明が終わりましたので、質疑に入ります。
- **関勝則委員** 直接これは関係がないのかもしれない。道路照明費という項目が出てきたのでちょっと考え方を伺いたいのですけれども、実は、地元のほうでも、今自治会、町内会の防犯灯だとか、それから商店街が持っている街路灯とか、いろいろ位置づけありますよね。私も市民局だとか経済局とやり取りしながら、例えば、街路灯が老朽化してしまって撤去する云々なんていう話の中で、経済局が、例えば商店街の持ち物だったら半額とか撤去費用を出してくれるとかいろいろ制度があります。
撤去したのはいいけれども、街が暗くなってしまうので、今度は市民局が変わって、事務局が防犯灯という位置づけでLED化をしたりして、今回新年度からも防犯プラン、新たなプランをつくるということなのですが、この道路照明費、これはまさに道路局の予算として、例えば道路に道路照明をつけるという名目というのは、どういうことが考えられるものなのですか。つまり、今言った様々な街の明かりってありますよね。だから、そういったところの道路照明というのは位置づけとして、どうなるとそれは道路のほうで、道路照明として設置義務というか、ルールというかあるのか、伺いたいと思います。
- **角野道路部長** 道路照明なのですが、道路附属物というふうに位置づけられていまして、目的は交通安全の対策ということで、暗いところで道路がどうつながっているのか見えなかったりするのには安全に関

題がありますので、そういうものを見せるためにも、連続的に照明を置いたりとか、あとは人が横断したりするところとか、そういうところの安全性を確保するために、照明灯を設けるということをやっております。

- 関勝則委員　　そうすると、例えば環状道路とか大きい道路の道路照明というイメージですか。どうですか。
- 角野道路部長　　今おっしゃった環状2号線みたいな、ああいう大きいところも当然ありますし、小さい道路でもカーブとか、あるいは横断歩道があったりするところとか、それ以外にも例えば地下の通路とか、ああいうところも照明がないと歩けませんから、そういうところにも道路照明というのを設けております。
- 関勝則委員　　例えば、今交通安全という面でということだとすると、例えば、バス路線、バスが走っている道路とか、そういうのもまさに、例えば歩道がないようなところというのは、交通安全という意味では非常に道路照明というのは必要なのかなと思ってきましたし、大体についてはいるのですけれども、今言ったケースで一旦撤去してしまうというケースがあるのですね。だから、そういったときに、例えば道路局として、ここはそういった意味で照明を一旦撤去して、真っ暗になってしまうので、ここは交通安全のためにも、道路照明として再整備しましょうというようなことというのは、今までおやりになったことないと思うのですけれども、考え方どうですか。
- 角野道路部長　　今おっしゃっていた話のケースが時折御相談あることがあります。先ほど私が申したのが一般論としての交通安全の施設として設けるものというふうにしておりますけれども、その場所をやっばりよく地元の方と見たりして、対応できるものはやっているというケースもあると思います。
- 関勝則委員　　そうですか。ありがとうございました。
- 伊波俊之助委員長　　他にございませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 伊波俊之助委員長　　他に御発言もないようですので、本件については質疑を終了し、採決することに御異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 伊波俊之助委員長　　それでは、採決いたします。
採決の方法は挙手といたします。
本件については、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手)
- 伊波俊之助委員長　　挙手総数。
よって、市第137号議案関係部分については原案可決と決定いたします。
以上で道路局関係の審査は終了いたしました。

◇

◎ 閉会宣言

- 伊波俊之助委員長　　本日の審査は全て終了いたしましたので、委員会報告書を議長宛てに提出させていただきます。
本日の議題は全て終了いたしましたので、委員会を閉会いたします。
お疲れさまでした。

閉会時刻 午前11時43分